

五四、四八〇	九	稅務課	二五、九八五	三	世話課
二一、二五四	四	調查室	一、一〇〇	一	農地課
一二、八八四	三	公報局	四五、九七九	九	開拓課
一〇三、五九三	一七	渉外事務局	一三、九一一	三	農協課
一一九、二〇三	二六	監査委員事務局	二一、八八〇	三	耕地課
一一、〇八〇	三	縣會事務局	一一、〇四〇	三	勞政課
三二、六九六	八	商工課	一八、〇九〇	五	衛生課
七八、五四四	二	物資調整課	一六一、〇三三	四一	經理課
一七、九四八	七	職業安定課	四二、八三四	一〇	道路課
一五、七〇一	五	食糧課	一一、四三〇	五	營繕課
一六三、五六一	三七	農務課	二九、五五二	五	建築課
五〇、〇四〇	一四	水産課	九、八三六	二	河港課
七、八四〇	四	林務課	一、五六〇	一	砂防課
二一、九八〇	三	畜産課	四八、九九六	五	教育委員會給務課
		蚕糸課	一〇、四四〇	一	同 教務課
		厚生課	一九、八〇〇	六	同 社會教育課
		兒童課	五三四、一六八	一七	同 体育保險課
		保險課	一〇一、四二四	一三	同 指導課

前渡資金未精算調		前渡資金未精算	
二二、四〇〇	七	同	調查課
五、五六八	一	公安委員會	
一、九七五、六七七	三三三	計	
四八、六九一	一一	調查室	
三七、八〇〇	五	教育委員會	
五三二、七〇〇	四	河港課	
三五、六九五	四	會計課	
三七二、二四〇	四	商工課	
四〇、〇〇〇	三	秘書課	
九、九〇〇	三	勞政課	
一六、三六〇	二	耕地課	
一四、〇〇〇	一	道路課	
八〇、〇〇〇	一	畜産課	
七、一〇〇	一	砂防課	
三〇、〇〇〇	一	開拓課	
九、五〇〇	一	經理課	
二七五、〇〇〇	一	庶務課	
一、五四四、九八六	四二	計	

◇監査公告第二十九号
 地方自治法第二百四十條に基き昭和二十四年度第一回臨時出納検査を執行しその結果を次の通り縣議會及知事に報告したのでこれを公表する。
 昭和二十五年三月四日
 鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉
 同 保 本 德 太 郎
 同 柳 谷 保 一
 同 倉 繁 良 逸
 立會縣會議員 入 沢 仁
 同 平 賀 傳 一
 同 音 田 宗 一

○検査した年月日

00994

△事務検査 昭和二十五年一月三十日、三十一日
△本検査 同 年二月一日

○検査 対照

昭和二十四年度十二月末現在に於ける縣歳入、歳出、現金出納、証券出納、その他一般経理出納関係事務

一、一般会計歳入

(1) 予算に対する収入状況

十一月末現在予算現計額に対する収入済額の比率は三九、一%にして十月末現在の三四、七%に比較すると四、五%の上昇率とないている。

右平均率より上廻つてゐるものに縣税五五、一%、使用料及手数料五〇、一%があり他の収入費目(款)は何れも平均率を下廻つてゐる。

即ち公益企業及財産収入四、三%、分担金及負担金一八、二%、国庫支出金二九、四%、寄附金二、五%、雑収入二九、二%、縣債〇%等であつて収入措置は概して低調と謂わなければならぬ。

この中には調定の運びにさえ到つていないものに家

屋貸付料二万四千円、家畜保健所使用料十万円、義肢修繕料十七万六千円、農機具檢定手数料五万円、幹旋手数料百五十万八千円、生業資金貸付金三百万円、入場料四十万四千八百円、境港給水使用料三万一千円、飼料登録手数料十五万円、特選牝馬検査手数料八万円、縣債の一切五億二千八百余万円等があるので所管課責任に於いて急速収入措置を計るべきである。

(2) 収入調定後に於ける主なる未收金

十一月末現在の未收額は一億四千九百八十三万七千余円にしてその中主なるものは概ね次の通りである。

- △縣 税 一億四千一百二十万二千余円
- △分担金及負担金 一百二十万二千余円
- △使用料及手数料 四百八十万五千余円
- △寄 附 金 一百六万五千余円
- △雑 收 入 一百八十一万三千余円

二、一般会計歳出

(1) 十一月末現在の予算現計額に対する支出額比率は

00995

三六、七%であつて収入額比率三九、二%に比較し二、五%低率で收支均衡の面から謂えば先ず順調と謂えよう。

(2) 支出金の内容について検査したるも別に不正或いは不都合と見られるものもなく又予算流用も現在迄の処違法又は不適當のものはない。

三、一般会計收支の比較状況

収入済額 十億五千五百二十五万七千余円

(現計予算額に対し三九、二%)

支出済額 九億八千七百四十万六千余円

(同 三六、七%)

差引額 六千七百八十五万一千余円

(歳入歳出差 二、五%)

前記の通り收支均衡は良好なるも予算執行は十一月末現在から見て低調と謂うべきであるがこれは起債借入及国庫補助受入の遅延に基因してゐるものと認められた。

四、特別会計收支の状況

特別会計はその内容等について特に取上ぐべき問題も

なかつた様であるが、只次の事項について当事者の善処方を要望して置きたい。

(1) 毎度指適して来た処であるが現状から推して予算的に見ても又實際的に於いても余り事業らしいものを執行されていない。男女青少年団体事業奨励資金、教育資金、就学奨励資金、学校生徒奨励資金の四會計は急速に合併すると共に一般会計よりも資金繰入れし或いは篤志家よりの淨財を仰ぐ等の措置を図り前記四會計の意義を盛つたる有意義なる総合的事業を執行する様切望して已まない。即ち現在の儘で存置しても無意義である。

(2) 競馬事業の精算が未決裁にて現在二十六万四千余円の支出超過の儘となつてゐることは甚だ遺憾である、急速に決裁整理すべきである。

五、現金出納

本庁に於ける現金出納は正確なるものと認められた。

六、証券出納

現在迄に於ける有價証券出納の事実はない。

七、物品出納

本庁に於ける物品出納は概ね良好に出納していた。

八、金庫運用金状況

歳入額 十億五千五百二十五万七千六百三十四円九十一銭

歳出額 九億八千七百四十万六千六百十二円二十六銭

差引額 六千七百八十五万一千八百六十五銭

外に 六千九百万円 一時借入金

合計 一億三千六百八十五万一千八百六十五銭

内 三千万円 合同銀行通知預金

内 二千万円 合同銀行定期預金

差引 八千六百八十五万一千八百六十五銭

縣金庫在高

内 六百万円 縣金庫契約による金庫保管高

内 八千八十五万一千八百六十五銭

支払準備当座預金

九、会計事務の処理状況

概ね良好と認められた。

昭和二十五年三月四日印刷
昭和二十五年三月四日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

發行所

鳥取縣

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市